

# 下関市立大学科目等履修生規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 6 5 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日規程第 22 号  
平成 23 年 12 月 27 日規程第 32 号  
平成 27 年 3 月 17 日規程第 26 号  
平成 27 年 3 月 26 日規程第 37 号  
令和 2 年 5 月 29 日規程第 44 号  
令和 3 年 2 月 24 日規程第 16 号  
令和 4 年 2 月 18 日規程第 7 号  
令和 5 年 2 月 27 日規程第 10 号  
令和 6 年 2 月 28 日規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 46 条第 2 項及び下関市立大学大学院学則（平成 19 年規則第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 38 条の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 科目等履修生として下関市立大学（以下「本学」という。）の授業科目を履修することができる者は、学則第 18 条各号又は大学院学則第 10 条各号のいずれかに該当する者とする。

(履修の申請)

第 3 条 科目等履修生として本学の授業科目を履修しようとする者は、別に定める日までに、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 下関市立大学科目等履修生履修申請書（様式第 1 号）
- (2) 履歴書（様式第 2 号）
- (3) 前条に定める資格を認定する書類
- (4) その他学長が必要と認めるもの

2 前項各号に掲げる書類については、学長が特に認める場合には、これを省略することができる。

(受入れの許可)

第 4 条 日本国籍を有しない者で在留資格が「留学」の者（当該在留資格を取得見込みの者を含む。以下同じ。）が科目等履修生として本学の授業科目を履修しようとするときは、前条の規定による履修の申請を行う前に、本学より受入れの許可を受けなければならないものとする。

2 前項の受入れの許可を受けようとする者は、別に定める日までに、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 下関市立大学科目等履修生願書（様式第 3 号）

- (2) 履歴書
- (3) 第2条に定める資格を認定する書類
- (4) 健康診断書
- (5) 最終出身学校等の学業成績証明書
- (6) 本国その他これに代わる公的機関により発行された本人の身分を証明する書面
- (7) 日本語能力を示す書類
- (8) その他学長が必要と認めるもの

3 前項の規定により書類が提出されたときは、学長は、国際交流センター運営会議の審議を経て、受入れを許可する。

4 学長は、前項の規定による受入れの許可を決定したときは、許可書を交付する。

(履修科目)

第5条 科目等履修生として履修の申請をすることができる授業科目は、あらかじめ本学が指定した科目とする。

(履修制限)

第6条 科目等履修生として大学院の授業科目を履修しようとするときは、1学期に履修できる単位数は4単位までとする。

(履修の開始時期)

第7条 科目等履修生の履修の開始時期は、学期の始めとする。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、1学期を単位とする。

(単位の認定)

第9条 科目等履修生の単位認定は、学則第28条及び大学院学則第19条の規定による。

2 単位の認定を受けた授業科目については、単位修得証明書を交付する。

(証明書の交付)

第10条 学長は、科目等履修生の履修期間が終了したときは、科目等履修生として本学で履修したことの証明書を交付することができる。

2 前項の証明書の交付を受けようとする科目等履修生は、別に定める申請書を提出しなければならない。

(その他)

第11条 科目等履修生について、この規程に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規程第 22 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 27 日規程第 32 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日規程第 26 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日規程第 37 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、この規程による改正後の第 5 条の規定にかかわらず、下関市立大学学則の一部を改正する規則（平成 27 年規則第 3 号）による改正前の下関市立大学学則別表及び下関市立大学大学院学則の一部を改正する規則（平成 26 年規則第 4 号）による改正前の下関市立大学大学院学則別表に定める科目のうち、開講されている授業科目については、同条に定める授業科目に相当するものに限り、これらの履修を申請することができるものとする。

附 則（令和 2 年 5 月 29 日規程第 44 号）

この規程は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 24 日規程第 16 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 18 日規程第 7 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 27 日規程第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、この規程による改正後の第 5 条の規定にかかわらず、下関市立大学履修規程の一部を改正する規程（令和 5 年規程第 3 号）による改正前の下関市立大学履修規程別表及び下関市立大学大学院経済学研究科履修規程の一部を改正する規程（令和 5 年規程第 1 号）による改正前の下関市立大学大学院経済学研究科履修規程別表に定める科目のうち、開講されている授業科目については、同条に定める授業科目に相当するものに限り、これらの履修を申請することができるものとする。

附 則（令和 6 年 2 月 28 日規程第 3 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

下関市立大学科目等履修生履修申請書

年 月 日

(宛先) 下関市立大学長

氏 名

年 月 日生

下関市立大学科目等履修生として下記のとおり履修したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

履修科目	単位数	担当教員	開講時期	曜日	時限	備考
			春・秋			
			春・秋			
			春・秋			
			春・秋			
			春・秋			
			春・秋			
			春・秋			
			春・秋			
			春・秋			
			春・秋			

履修理由

---



様式第3号（第4条関係）

下関市立大学科目等履修生願書

年 月 日

（宛先）下関市立大学長

氏名

年 月 日生

私は、学則及び規程に定めることを遵守し、下記の期間、下関市立大学科目等履修生として授業科目を履修したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

履修期間                      年度                      学期から                      年度                      学期まで

以上